

【QA 対象購買品】

令和 7 年度灯油(ミニローリー渡し)売買単価契約(第 3 四半期分)

引合仕様書

1. 概 要

本件は、日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。) 核燃料サイクル工学研究所で使用する灯油(ミニローリー渡し)に関するものである。

2. 品 名

灯油(JIS 1 号)

3. 購入予定数量

30, 800 リットル

※但し、数量は令和 7 年度(第 3 四半期分)発注予定数量であり、発注数量に増減が生じた場合でも異議を申し立てないこと。

4. 納入期間

令和 7 年 10 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日

5. 発注方法

基本(単価)を締結し、これに基づき原子力機構がその都度発行する注文書により発注する。

6. 納 期

原子力機構の指示日とする(但し、受注者への納入指示は納期の原則 7 日前に行う)。また、緊急の場合は 24 時間以内とする。なお、既に発注した数量及び納入場所を変更、取り消す場合もある。

7. 納入場所

原子力機構 核燃料サイクル工学研究所

TRP 廃止措置技術開発部 屋外タンク貯蔵所

原子力機構 核燃料サイクル工学研究所

MOX 燃料技術開発部 環境管理課 プルトニウム廃棄物処理開発施設建家
指定場所

原子力機構 核燃料サイクル工学研究所

BE 資源・処分システム開発部 環境管理課 焼却施設

8. 納入方法

原子力機構の指示する納入物に直接給油すること。

なお、納品における詳細についてはその都度請求元担当者と調整し、実施することとし、上記以外の納入方法が生じた場合は原子力機構と協議すること。

9. 性状及び SDS の提出

- (1) 納入月初めに性状表を 1 部提出し、確認を得ること。なお、性状表には次の項目を入れること。
密度、色、引火点、蒸留性状、銅板腐食、臭気、煙点、硫黄分、ドクター試験、窒素分、総発熱量、真発熱量
- (2) 各四半期の納入月初めに SDS を 1 部提出すること。また、初回提出後、契約締結中に SDS の記載事項に変更があった場合は、その都度提出すること。

10. 貸与品、支給品等

なし

11. 検収条件

納品書にて灯油 (JIS 1 号) であることを確認後、員数検査を行う。検査の合格をもって検収とする。

12. 業務に必要な資格等

危険物取扱者 (乙種第 4 類または甲種)

13. 安全文化を醸成するための活動

受注者は、安全確保を最優先とした原子力安全の達成、維持、向上に向けた安全文化を醸成するための活動に協力し、法令等の遵守、ヒューマンエラーの発生防止などの安全活動に努め、製品品質を確実に確保すること。

14. グリーン購入法の推進

- ① 本契約において、グリーン購入法に適用する環境物品 (事務用品、OA 機器等) が発生する場合は、これを採用するものとする。
- ② 本仕様書に定める提出書類 (納入印刷物) については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

15. 特記事項

- (1) 受注者は、納入業務の実施にあたり、知り得た情報等を原子力機構の許可なく第三者に口外してはならない。
- (2) 受注者は、納入業務にあたっては、次に示す関係法令及び所内規定を遵守するものとし、原子力機構が安全確保のため指示を行った場合は、その指示に従うものとする。

[関係法令]

- ① 消防法
- ② 道路交通法
- ③ その他関係法令

[所内規定]

- ① 危険物災害予防規定
 - ② 核燃料サイクル工学研究所消防計画
 - ③ 事故対策規則
- (3) 受注者は、納入業務の実施にあたり、万一事故等が発生した場合は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、事故等の状況について原子力機構発注担当者に報告するものとする。
 - (4) 受注者は、本仕様書に記載されている事項及び記載なき事項について疑義が生じた場合は、速やかに原子力機構側と協議し、その決定に従うものとする。
 - (5) 受注者は、本件における購買品の維持または運用に必要な技術情報がある場合は、それらの技術情報を提供すること。
 - (6) メーカー自主検査時又はその他の活動を行う際、原子力規制委員会の職員による工場等への立ち入りを求められた場合はこれに応じること。
 - (7) 調達品受領時における調達要求事項への適合状況を記録した文書(JIS 1号灯油であることが確認できる納品書等)を提出すること。

以 上